NPO 法人つみきの会倫理審査委員会規程

（目的）
第１条　NPO 法人つみきの会代表は、つみきの会（以下、「当会」という）及び株式会社NOTIA（以下、「当社」という）の職員並びにつみきの会認定ABA療育支援士（以下、「ABA療育支援士」という）によって行われる研究活動および実践活動が、倫理的な配慮の下に行われることを目的として、当会に NPO 法人つみきの会倫理審査委員会（以下「委員会」という）を置く。

（組織）
第２条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
（１）当会又は当社の職員で、スーパーバイザーや児童発達管理責任者など、ABA 療育の実務経験と知識が豊富な者 若干名
（２）当会のゲスト会員または外部の有識者 若干名
②委員は、代表が委嘱する。
③任期は１年とし、再任を妨げない。
④委員会に委員長を置く。委員長は代表が委員の中から指名する。

（審査事項）
第３条 委員会は、当会及び当社の職員並びにABA療育支援士で、研究の実施を計画する者から申請がなされた場合に、その研究計画の内容について倫理的観点から審査を行い、代表へ答申する。
②前項の規定に拘わらず、ABA療育支援士は、所属先の機関に倫理審査委員会が設置されていない場合に限り、つみきの会に研究の倫理審査を依頼することができる。またABA療育支援士は、当委員会に倫理審査を申請する前に、所属機関から研究実施の許可を得ていなければならない。
③当委員会による倫理審査を申請するにあたって、研究代表者は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のｅラーニングを受講するものとする。
④委員会は、代表の求めに応じて、研究以外の実践活動に関しても、倫理的観点から意見を述べることができる。

（議事）
第４条 委員会は必要に応じて開催するものとし、委員長がこれを招集し、主催する。
②委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
③審査は、出席委員全体の合意を原則とするが、意見が一致しない場合は、過半数の意見をもって委員会の意見とすることができる。
④審査の経過及び判定結果は記録として保存し、委員会が必要と認めたときは公表することができる。

（公開）
第５条 代表は、委員会の規程及び委員会名簿を公開しなければならない。

（事務）
第６条 委員会の事務はつみきの会事務局が行うものとする。

附則 この規程は、令和 7年 9月 1日から施行する。
附則２　この規程を、令和 7 年 10 月 10 日に改定する。
附則３　この規程を、令和 7 年 10 月 17 日に改定する。
附則４　この規程を、令和 8年 11月 9日に改定する。